

アストのなっとく講座

～「保険金を使って住宅を修理しませんか」
に注意! 編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっぱ・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 全国の消費生活センター等に、今急激に増えている相談があるらしいの。
「火災保険などの損害保険を使って、自己負担なく住宅の修理が出来ます」
「保険金が出るようにサポートするので、住宅の修理をしませんか」
などなど・・・保険金を使える!という勧誘をする業者に関する相談よ。

 こういうのってさ、結構昔からある手口らしいじゃない?

 そうなの。ただ、ここ数年で昔に比べて30倍以上に増加しているの!長野県や、この諏訪地域でも急激に増えているのよね。

 でもさ、保険金って住宅の修理をしたら、何でも貰えるんだっけ?
業者の勧誘のコトバ「簡単に保険でお家が直せますよー」って感じだけど・・・。

 それ怖いところなの。
損害保険の仕組みは「火災保険とは、火災や自然災害などの一定の偶発の事故によって、住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払う保険」というもの。
つまりは、ただ古くなってしまった。という経年劣化は事故ではないから、支払いの対象にはならないのよね。

 そうよねえ・・・。業者の勧誘、うまいこと言っちゃって怖いにゃ。

 本当に怖いよ。実際の相談事例を紹介すると・・・

 ①自己負担が無いことを強調!

「保険を使えば、無料で修理できますよ。保険の申請も代行しますよ。」なんて親切そうな言葉をかけるけれど・・・
結果、保険会社からの保険金は支払い対象外。
最初自己負担が無いと言っていた修理代は、全額自己負担に!

②強引な契約

「このままでは危ないので、早く修理しましょう。契約書はあとで持ってきますから・・・。」
そんなことを言っておいて、やっぱり修理しないとキャンセルの連絡をしたらキャンセル料を見積額の50%も請求された!

③保険金請求の手数料として、保険金の30%～50%の手数料を支払うと契約書に明記してある事例が多い!

請求サポート費用は、保険金の対象ではないので、保険金で工事代金と請求サポートの手数料までのすべては賄えないことがほとんど。手数料分だけ、修理工事代金の費用を削らざるを得ないなんてことに!

④保険会社に、嘘の理由で保険金請求が行われている!

保険金請求が嘘の理由によるものと判明した場合、契約が解除される可能性も。勿論、支払われた保険金は返金を求められる可能性もあるわ。さらに、場合によっては刑事罰(詐欺罪)に問われるなんてことも!

 ひええ・・・ただのぼったくりじゃないの!!
しかも、知らない間に詐欺師にさせられちゃうなんて怖すぎるにゃ!

 そうでしょう?気を付けるべきことはこの3つ!

- ①「保険金を使って自己負担なく住宅修理が出来る」と勧誘されてもすぐに契約しない!
- ②訪問や電話で勧誘を受け契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフや解除が可能!
- ③保険の契約内容や損害の内容を確認し、まずは保険会社に相談する!

まずはご自身が加入している保険契約の内容や損害の内容について確認することが大切。契約をしている保険会社や代理店に相談しましょうね。保険会社や代理店は、請求サポートの手数料なんて取らないもの。

 保険請求をして手数料を取る業者がいたら、まず「怪しい!」と思った方がいいわね。
コロナ禍で大変な人が沢山いるのに!やっつけてやりたいにゃ!

 皆さん、怪しい業者には、くれぐれも気を付けてくださいな!

アストのほけん ☎ 0120-57-2760

長野県諏訪市南町10-5 ■ 定休日/日曜日・祝日 ■ 営業時間/10:00～19:00
E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/